

コンクリート及び鉄筋コンクリート寒中施工標準示方書

科學審議會土木分科會

第一章 總 則

- 第一條 本示方書ハ、外氣溫 5°C 以下ノ低溫時ニ於ケル、「コンクリート」ノ施工ニ適用スルモノトス。
- 第二條 工事施行ニ當リテハ、當該地方ノ日々ノ氣象ニ關スル記録ヲ參考トシ、氣溫ノ急變ニ伴フ危險ヲ避ケル様、本示方書ヲ適用スベシ。
- 第三條 「コンクリート」及ビ「鉄筋コンクリート」ニ關スル一般施工示方ハ、日本土木學會制定「鉄筋コンクリート」標準示方書ニ據ルベシ。

第二章 材料及ビ貯藏

- 第四條 使用材料ハ必要ニ應ジ、之ガ試験ヲ行フベシ。
- 第五條 「セメント」ハ之ヲ地上 30 cm 以上ニ床ヲ有スル防濕的ノ倉庫内ニ、貯藏スベシ。
- 第六條 骨材ハ雪氷其他ノ雜物ヲ混ズル事ナキ様、注意スベシ。
- 第七條 鉄筋ハ直接地上ニ置クコトヲ避ケ、倉庫内又ハ適當ナル覆ヲナシテ、貯藏スベシ。

第三章 材料ノ加熱

- 第八條 使用材料ノ加熱ヲ行フニ必要ナル諸施設及ビ方法ニ就テハ、施工地ノ氣象風土ニ注意シ、加熱ハ下記ノ如キ要領ヲ以テ「セメント」ノ硬化ニ有害ナラザル様、且均一ニ行フベシ。
- (1) 零下 3°C 以上ノ場合ハ混合用水ノミ温メ、零下 3°C 以下ノ場合ハ砂、砂利ヲモ加熱スベシ。
- (2) 「セメント」ハ如何ナル場合ニモ直接加熱スベカラズ。

第四章 混 合

- 第九條 「コンクリート」ノ混合ハ、打込ミ個所ニ近キ場所ニ於テ之ヲ行ヒ、零下 3°C 以下ノ場合ニハ保温室内ニ於テ行フベシ。

第五章 打込ミ準備

- 第十條 練上リ「コンクリート」ハ材料ノ分離セザル様、而モ熱量ノ損失ヲ防ギ得ル方法ニヨリ速ニ運搬スベシ。
- 第十一條 「コンクリート」ヲ打ツベキ場所ハ豫メ掃除ヲナシ、雪氷其他凡テノ雜物ヲ除去スベシ。
- 第十二條 凍結セル地盤ハ豫メ適當ナル手段ニヨリ融解セシメ、打込ミ「コンクリート」ガ凍害ヲ受ケザル様スベシ。

尙打繼面ガ萬一凍結シ居ル場合ハ、凍害ヲ受ケタル部分ヲ出來得ル限り掻キ取り除去スベシ。

- 第十三條 外氣溫零下 3°C 以下ノ場合ニハ「コンクリート」打込ミ並ニ養生用保温室ヲ設ケ、給熱ノ設備ヲナスベシ。

第六章 打 込 ミ

- 第十四條 保温室ヲ設ケテ「コンクリート」ヲ打込ム時ハ、室内ヲ豫メ 5°C 以上ニ保チ置クベシ。
- 第十五條 打込ミノ際ノ「コンクリート」ノ溫度ハ、5°C 以上タルベシ。
- 第十六條 「コンクリート」ノ打込ミハ、熱量ノ損失ナキ方法ニヨリ、成ル可ク集積シテ行フベシ。尙卸樋ノ使用ニ當リテハ特ニ注意スベシ。

第七章 保温養生

第十七條 「コンクリート」ハ其ノ打込ミ後、少クトモ 72 時間周圍溫度ヲ 10°C 以上或ハ 120 時間 5°C 以上ニ保チ得ル様、外圍ヒ若ハ其他適當ナル設備ヲ施スベシ。

第十八條 保温養生ニ當リテハ、打込ミ「コンクリート」ノ乾燥ヲ來サザル様充分濕氣ヲ保タシメ、局部的過熱ヲ防止スベシ。

第十九條 火氣使用ノ場合ハ特ニ火災防止、並ニ換氣ニ付キ充分ナル注意ヲナスベシ。

第八章 混和劑

第二十條 防凍ノ目的ヲ以テ、各種藥劑ヲ使用セントスルニ當リテハ、其ノ効力ヲ試験シタル後ニ非ザレバ混入スベカラズ。

但シ「鉄筋コンクリート」ノ場合ニハ使用スベカラズ。

第九章 現場試験

第二十一條 必要ニ應ジ、現場ニ於ケル保温状態ト同一ノ作用ヲ受ケタル適當ナル試験片ニヨリ、其ノ強度ヲ試験シ、之ニヨリテ施工「コンクリート」ノ強度ヲ推定スベシ。
